



チックシベツ

教育目標
 たくましい身体の子
 ねばり強く働く子ども
 進んで学ぶ子ども
 美しく豊かな思いやりのある子ども

秩父別小学校だより 6月号（平成29年6月9日）① 【発行責任者 成田将人】

団結力アップ！（運動会の取組から）

前日まで雨模様の天気が続き、当日の予報も芳しくない状態での運動会開催となりました。小雨がばらつき、気温も低く、進行を早めて対応しました。子供たちの健康状態が一番気がかりでしたが、競技全般で寒さを感じさせない動きを見せてくれました。

先生方には、運動会前に、「時間に余裕があるから、ゆっくり時間をかけて子供たちを見てもらいましょう。」と言っていたのに、運動会当日は、「とにかくテキパキ動いて、早め、早めに進行しましょう。」と状況が一変しました。相反する指示にも、子供たちや先生方は、見事に対応してくれました。文字通り<雨降って地固まる>・・・学校の団結力が高まった運動会でした。雨と寒さの中、震えながらも最後まで応援して下さった保護者の皆様、後日体調は大丈夫だったでしょうか。ありがとうございました。

コンプライアンス確立月間！

「コンプライアンス確立月間」とは、教職員による不祥事が後を絶たないことから、より実効性のある取組として設定されたもので、教職員全体が共通認識を持った不祥事等の再発防止の取組を展開するものです。（毎年5月～6月）今年度の重点は次の2つです。

- ①体罰の根絶
- ②交通違反・事故の防止（速度違反・飲酒運転の根絶）



教職員が違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

<教職員の懲戒処分（標準的な例～抜粋）>

1 体罰	○体罰により重大な傷害を負わせた場合 (死亡含む)	●免職または停職
2 交通事故・交通放棄違反		
(1) 飲酒運転	○酒酔い運転(同乗も免職または停職)	●免職
(2) 速度超過	○30 km 超過(高速道路は40km超過)	●免職
(3) ひき逃げ	○救護義務違反	●免職
3 その他の不祥事		
(1) わいせつ行為	○わいせつ行為を行った場合	●免職
(2) 金銭事故	○公金横領・搾取	●免職
(3) 個人情報の紛失	○個人情報の持ち出し(許可なく)・紛失・流出・盗難	●減給または戒告

わいせつ行為等で免職になった人たちは、全道(H28年度)で6人。それぞれ「自分は絶対にそんなことをしないという自信があった」と話しています。秩父別小学校では、日々の声かけに加え定期的な研修に取り組むことで、不祥事防止取り組んでいます。